

25年度 福祉の雪事業 利用についてのお知らせ

この事業の利用対象者として登録できるのは、下記の世帯で、自力で雪寄せ作業ができず、かつ近隣者等の支援を得ることができないため、この制度を活用しなければ自立生活の継続が困難な**非課税**世帯です。

- 65歳以上のひとり暮らしで、身体的に雪寄せが困難な世帯。
- 65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体的に雪寄せが困難な世帯。
- 高齢者と雪寄せが困難な障害者若しくは児童(中学生まで)との世帯等で、身体的に雪寄せが困難な世帯。
- **配偶者のない者と児童(中学生まで)の世帯**
- その他特別な事情により市長が必要と認めた方に限ります。

- ① **市の援助事業の対象となるのは、市に利用登録された方が、市に雪事業の業者登録した業者を北秋田市社会福祉協議会を通じて利用した場合に限られます。**登録されていない業者に作業を委託すれば100%自己負担となりますから社協に登録業者かどうかの確認をした上で作業依頼してください。

対象外となるのは、空き家、施設入所や入院で空き家となっている家、小屋、物置、車庫等。また、同じ集落内に子供が別世帯で生活している場合や、同敷地に子供の家がある場合等は、高齢者世帯であっても対象にはなりません。

- ② 福祉の雪事業を利用したい方は、直接市役所に申請するか、近くの民生委員を通して申請していただきます。申請書は**25年10月31日(木)までに**、市役所高齢福祉課・高齢福祉係か、各総合窓口センター・市民生活係に申請書を提出くださるようお願いします。

- ③ **市から振込まれる支給額は支払費用の8割で、支給限度額は4万円です。**自己負担(2割)がありますので計画的に活用してください。社会福祉協議会で各自の利用状況を管理し、個人に代わり市に8割分の支給額(扶助費)の請求を行います。4万円の支給限度額を超えた分は全額自己負担で実施することになります。

- ④ **出入り口の雪寄せ作業は、シルバー人材センターが行います。**あらかじめ登録された方を、各地区にいる担当者が複数の方々を受け持ち、降雪時等に雪寄せを行います。担当者と登録者は必ず事前打ち合わせをして、どれぐらいの時に雪寄せをお願いするのか、話し合ってもらいます。(シルバー会員が不足のため、5地区で自治会が実施しています)

- ⑤ 屋根の雪下ろしや排雪の依頼は、社会福祉協議会が窓口となり、市の登録業者を紹介しています。
- ⑥ 支給額の請求手続きは、作業終了後に、業者からの作業内訳と請求書を確認し、利用者が作業代金を支払うと業者が領収書を渡します。業者が、領収書の控え等を社会福祉協議会に提出することで、市への請求手続きとなります。
- ⑦ 本事業で、昨年と変わったところは、所得制限を設定し、非課税世帯が対象となることと、母子・父子家庭を対象とした2点です。
(課税世帯にも今までと同じように業者の紹介やシルバーの貼り付けを行います。が全額自己負担となります。)

※ お問い合わせ先 市役所・高齢福祉課・高齢福祉係 Tel 62-6639まで。